



鹿島市公共施設等総合管理基本方針

佐賀県 鹿島市

平成 29 (2017) 年 3 月

令和 5 (2023) 年 3 月 (一部見直し)

目次

I. はじめに	1
1. 「鹿島市公共施設等総合管理基本方針」策定の背景	1
2. 公共施設等総合管理基本方針の位置付け	1
(1) 方針策定の目的・理念	1
3. 公共施設等総合管理基本方針で対象とする施設	1
(1) 対象範囲	1
(2) 建築物等	2
(3) インフラ施設	2
II. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	3
1. 対象期間	3
2. 目標	3
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	3
4. 基本方針	3
5. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	5
(1) 全庁的な取組体制の構築	5
(2) 情報管理及び共有方策	5
6. フォローアップの実施方針	6
(1) 個別施設ごとの推進計画・アクションプラン等の策定	6
(2) 進行管理・見直し	6
III. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	7
1. 公共建築物	7
(1) 行政窓口機能	7
(2) コミュニティ施設	7
(3) 社会教育・文化施設	7
(4) 保健福祉機能	7
(5) 学校教育機能	8
(6) スポーツ・レクリエーション	8
(7) 産業・観光	8
(8) 市営住宅	8
(9) 消防防災施設	8
(10) ポンプ場・排水機場等	9
(11) その他（普通財産）	9
2. インフラ施設	10
(1) 道路	10

(2) 橋梁	10
(3) 公園	10
(4) 上水道.....	10
(5) 下水道.....	11
(6) 漁港	11
(7) トンネル	11
(8) その他.....	11
IV. シミュレーション	12
1. 公共施設等総合管理基本方針策定効果の試算（財政シミュレーション）の前提条件	12
2. 基本方針策定効果の試算（財政シミュレーション）の結果	13
V. まとめ.....	14

I. はじめに

1. 「鹿島市公共施設等総合管理基本方針」策定の背景

本市の人口は年々減少しており、少子高齢化が進んでいます。人口構成の変化は公共施設等に対する市民ニーズの変化につながります。老朽化比率 80%超の施設が建築物全体の 59.5%(令和 2(2020)年 3 月 31 日現在)を占めているため、適切な再配置や既存施設の用途・目的変更等の早急な検討が必要となります。また財政面においても、下水道をはじめ、将来のインフラ整備・更新費用等、負担が大きくなることも予測されます。市民サービスを低下させずに、適切な公共施設サービスを提供し続けるために、今後は、中・長期的な視野に立って計画的に公共施設等の管理運営を行う必要があります。国からも、公共施設等の管理の基本的な方針を定めることが要請されています。

2. 公共施設等総合管理基本方針の位置付け

(1) 方針策定の目的・理念

鹿島市が所有する公共施設等の将来のあり方に関する基本方針を定め、公共施設等の再編方針を含む公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行う「鹿島市公共施設等総合管理基本方針」を策定することで、市民サービスの拠点となる公共施設の安全性や機能の維持、公共施設の適正配置の実現とそれに伴う財政負担の軽減、平準化を目的とします。

3. 公共施設等総合管理基本方針で対象とする施設

(1) 対象範囲

本方針の対象は、市役所庁舎、小・中学校、市営住宅などの「公共建築物」と、道路、橋梁、公園などの「インフラ資産」を含めた全ての公共施設とします。

(2) 建築物等

鹿島市にある公共施設は、令和2(2020)年3月31日時点で131施設があります。

下記の表は、131施設を分類毎に分けたものです。

図表 対象施設

大分類	中分類	施設数
01 行政窓口機能	行政窓口機能	2
02 コミュニティ施設	コミュニティ施設	5
03 社会教育・文化施設	社会教育施設	6
	文化施設	3
04 保健・福祉機能	福祉機能	4
	保健機能	1
	子育て機能	5
05 学校教育機能	小学校	8
	中学校	2
	その他教育機能	1
06 スポーツ・レクリエーション	スポーツ	8
	レクリエーション	2
07 産業・観光	観光機能	4
	産業	1
08 市営住宅	市営住宅	11
09 消防防災施設	消防施設	43
10 ポンプ・排水機場等	ポンプ・排水機場等	20
11 その他(普通財産)	普通財産	5
合 計 施 設 数		131

(3) インフラ施設

インフラ施設としては、市道、農道、林道、開発行為内道路、橋梁、公園、上水道、下水道、漁港、トンネルを対象としています。

Ⅱ．公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1．対象期間

公共施設等の総合的なマネジメントを推進していくには、公共施設等の性質上、中・長期的な視点が不可欠で、国の指針においても、少なくとも 10 年以上の対象期間とすることが求められています。また、今後の人口の見通しにおいては 30 年程度が望ましいとされていることから、人口と公共施設等の保有総量の相関性を考慮し、本方針の対象期間を平成 29(2017)年度から令和 28(2046)年度までの 30 年間とします。ただし、対象期間内であっても公共施設等の実態の定期的な把握及び必要に応じた適宜の見直しにより、本方針の更なる充実を図っていきます。

2．目標

本市には令和 2（2020）年 3 月 31 日時点で 131 施設（延床面積 13.9 万㎡）の公共建築物が存在します。現状の人口構成や減少傾向にある将来人口推計に鑑み、将来人口に見合った公共建築物の保有量（延床面積）の適正な管理をします。インフラ資産については、市民生活を支えるライフラインであり、下水道をはじめ、さらに整備を進めるべきものもあるため、整備量の削減を図るといった性質ではないと判断し、良好な状態を維持していきます。併せて、新規整備を行う際には、その必要性及び費用対効果を十分に踏まえた整備を行うことを徹底します。

更新等費用については、計画的な点検・診断等により長寿命化を図り、耐用年数の 10 年延長（法定耐用年数+10 年）の実現を目指します。

行政コスト（維持管理費）については、徹底したコスト管理により更なる見直しに取り組みます。

3．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本市では、適切な公共施設サービスを提供し続けていくために、公共施設等の管理に関する基本方針を定め、それに基づく公共施設の安全性の確保や適正配置の検討による公共施設等のマネジメントを行い、施設の長寿命化並びに施設機能の統廃合や集約化、公民連携（PPP/PFI などの民間活力の活用等）、近隣市町との公共施設の相互利用等についても検討したうえで、市民ニーズに対応した効率的、効果的な管理の実現を目指します。

4．基本方針

①点検・診断等の実施方針

○公共施設（建築物）については、法定点検及び日常の点検・保守によって、経年劣化及び機能低下を防ぎ、総合的な管理運営・整備などの業務を行います。インフラについては、個別の長寿命化計画などにより適正に点検・診断等を行います。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

○維持管理や修繕及び更新は、施設の重要度や劣化状況に応じて計画的且つ効率的に行うことで経

Ⅱ. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

費を平準化し、トータルコストを縮減します。

③安全確保の実施方針

- 点検・診断等により危険性がある箇所については応急処置を実施し、早期に修繕を行います。
- また今後とも一定の利用が見込めない、若しくは老朽化等により安全が確保できない公共施設等については、原則として解体・撤去を行うこととします。

④耐震化の実施方針

- 「鹿島市耐震改修促進計画」に基づき耐震診断・耐震改修を進めます。

⑤長寿命化の実施方針

- 更新費用との比較により長寿命化を図る場合、計画的な管理に基づいた予防保全によって公共施設等の長寿命化を図り、安全性・機能性を確保しつつ、LCC（ライフサイクルコスト）の縮減に努めます。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係関係会議決定）及び「鹿島市障害者基本計画、鹿島市障害福祉計画」などを踏まえて、公共施設等における段差などの物理的障壁解消など、障がいがある方にやさしい公共空間づくりの推進を図ります。

⑦脱炭素化の推進方針

- 「地球温暖化対策計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）及び「鹿島市地球温暖化対策実行計画」などを踏まえて、公共施設等における再生可能エネルギーを活用した設備導入などの脱炭素化に向けた取組を図ります。

⑧統合や廃止の推進方針

- 個別施設ごとの利用頻度、維持管理費の状況、老朽化の状況などの評価に加え、市内の配置状況、類似・代替施設の状況など総合的に評価し、施設保有量の適正化を図ります。

⑨保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する方針

- 未利用施設やその土地は、施設再配置等での活用、公民連携での有効活用、民間への売却などの検討を進めます。

⑩総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 公共施設等の総合的なマネジメントを推進していくためには、公共施設等に係るコストや将来を含めた本市の財政状況、公共施設等の適正管理のあり方などを各職員が十分理解し、意識を持つ必要があります。そのため、今後とも市職員の理解の促進、意識の醸成を図ります。

5. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 全庁的な取組体制の構築

公共施設等の総合的なマネジメントを推進していくにあたり、全庁横断的な連携・調整機能を発揮できる庁内推進体制を構築します。

庁内推進体制として「鹿島市公共施設等マネジメント委員会」（以下「委員会」という）を設置し、公共施設等の情報を管理・集約する部署を財政課と定めて的確に運用していきます。また、委員会の下部組織として「鹿島市公共施設等マネジメント作業部会」（以下「作業部会」という）を設置し、具体的な事案について効率的に推進していきます。

鹿島市公共施設等マネジメント委員会 構成委員

R6. 4. 1 時点

委員長	副市長			
委員	政策総務部長	市民部長	産業部長	建設環境部長
	総務課長	政策調整課長	財政課長	保険健康課長
	福祉課長	農林水産課長	商工観光課長	産業支援課長
	建設住宅課長	都市計画課長	環境下水道課長	教育総務課長
	生涯学習課長	水道課長		

鹿島市公共施設等マネジメント作業部会 構成部会員

R6. 4. 1 時点

部会長	財政課長		
部会員	総務課 総務係	総務課 防災係	財政課 財政係
	人権・同和対策課 人権・同和対策係	保険健康課 長寿社会係	保険健康課 予防係
	福祉課 社会福祉係	福祉課 市民交流プラザ	農林水産課 農政係
	農林水産課 農山漁村係	商工観光課 観光振興係	商工観光課 商工労政係
	産業支援課 産業支援係	建設住宅課 土木管理係	建設住宅課 住宅係
	都市計画課 都市計画係	環境下水道課 下水道管理係	環境下水道課 下水道工務係
	環境下水道課 環境係	教育総務課 施設整備係	教育総務課 学校給食センター
	生涯学習課 スポーツ係	生涯学習課 社会教育・文化係	水道課 管理係
	水道課 工務係		
事務局	財政課財政係		

(2) 情報管理及び共有方策

①公共施設等に関する情報の一元管理

計画的、効率的に公共施設等の管理を進めていくためには、情報の一元管理と共有化が不可欠です。その実現に向けて、地方公会計（固定資産台帳）と連動した公共施設等マネジメントの実現を図ります。

②議会や市民との情報共有・相互理解の醸成

本市における公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、本方針の策

Ⅱ．公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

定段階においても議会や市民との相互理解を深め、各段階で関係する各主体との合意形成を醸成することが重要となります。

そのため、本方針に基づき、本市の公共施設等の総合的な管理に対する考え方や目指す姿、施設の有効利用や効率的な管理運営に向けた取り組みの方向性などの情報を広く発信し、周知・啓発を図っていきます。

6. フォローアップの実施方針

（１）個別施設ごとの推進計画・アクションプラン等の策定

本方針に示す公共施設の総合的な管理に対する基本的な考え方や取組の方向性に基づき、今後は施設の種類ごとに、具体的な取り組みを実践していくための長寿命化計画など推進計画・アクションプランの策定を進めます。

（２）進行管理・見直し

本方針については、「委員会」を中心にPDCAサイクルにより総合計画や実施計画の進捗状況や達成度評価等について検討・協議し、総合計画に合わせて概ね5年での見直しを行っていきます。

ただし、社会経済情勢やまちづくりの動向等に大きな変化が生じた場合、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

Ⅲ. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共建築物

(1) 行政窓口機能

鹿島市庁舎は、本市の行政事務を担う窓口機能の要であるため、耐震診断の見直しにより、耐震補強を実施、その後も必要な補修・改修をして長寿命化を図ります。

市の行政事務をはじめ、県の現地機関が入居し、防災センターの機能を併せ持つ鹿島新世紀センターは平成 28 年度に完成しており、日頃の点検確認等適切な維持管理を図ります。

(2) コミュニティ施設

市民福祉の向上、市民交流の場として、それぞれの目的で設置している、市民交流プラザ（かたらい）、自然の館、勤労者福祉センター、教育集会所は、施設利用に係る安全確保を最優先に必要な補修・改修をして長寿命化や維持を図ります。

(3) 社会教育・文化施設

鹿島市民会館建設については、基本的に「新鹿島市民会館建設計画」を尊重し進めます。

鹿島市生涯学習センター（エイブル）については市内唯一の図書館、ホール等を持つ複合施設として定期的な点検・予防保全を行い、長寿命化を図ります。

公民館は全体的に老朽化が進んでいるものの社会教育施設であり、地域市民の身近な施設であるため、必要な補修・改修による長寿命化を図ります。

長期にわたって地域に無償貸与されている集会所などについては、現況に応じて廃止または地元への譲渡も検討します。

これらの施設群は一方で防災拠点としての機能もあるため、鹿島新世紀センターとの関わりや地域市民の意向を十分に傾聴し、統廃合も視野に入れた検討を行います。

また、文化財の指定を受けている肥前浜宿継場や旧乗田家住宅は保存物件として適切な維持管理を行い、民俗資料館は「新鹿島市民会館建設計画」に基づき新市民会館への集約を図ります。

(4) 保健福祉機能

休日子どもクリニック、シルバーワークプラザは老朽化が進んではいるものの、利用がなされているため、定期的な点検、必要に応じた補修を行い、長寿命化を図ります。

放課後児童クラブは比較的新しい施設であるため、定期的な点検・予防保全を行い、長寿命化を図ります。

むつごろう荘については放課後児童クラブとの兼ね合いにもよりますが、老朽化が進んでいることもあり、解体（廃止）も視野に入れた検討を行うこととします。

(5) 学校教育機能

建築後 20 年以上経過した学校施設は、建物全体の大規模改造による老朽化対策を行います。また、急速に進行している少子化や児童・生徒数の減少が学校教育に及ぼす影響を考慮し、学校教育施設の統合や再編についても必要な検討を行います。

学校給食センターについては建築後 40 年以上経過しているため、長寿命化改良事業に取り組みつつ、整備計画を検討するなど安全・安心な学校給食の提供に努めます。また、児童・生徒数の推移を勘案しながら、効率的な運営についても検討します。

(6) スポーツ・レクリエーション

蟻尾山公園陸上競技場については、高い稼働率が示すとおり需要があり、また市内に同様の施設がないため、長寿命化を図っていきます。

市民体育館等の屋内運動施設は老朽化が進んでいるため、長期的な視野に立ち、適切な配置や統廃合等も含め、今後検討します。

市民武道館については柔道、剣道、弓道振興のため必要な施設として長寿命化を図ります。

奥平谷キャンプ場については、老朽化しているバンガローは今後順次廃止し、コテージを主体とした営業を継続していきます。

やまびこ広場については必要な補修、改修を行い、維持します。

(7) 産業・観光

道の駅鹿島にある干潟展望館、温水シャワー及び干潟交流館並びに祐徳門前地区にある観光トイレは、観光振興のための施設として長寿命化を図ります。産業活性化施設は、産業振興のための施設として長寿命化を図ります。

また、現在進めている肥前鹿島駅周辺整備に関連する施設については、JR 肥前鹿島駅周辺整備に関する計画に基づく整備を図ります。

(8) 市営住宅

著しく老朽化が進んだ施設は廃止の方向で検討しますが、全体的には居住の安定を必要とする人への住宅供給確保または定住促進の面を考慮して維持・補修を実施します。

(9) 消防防災施設

鹿島市消防団本部は鹿島新世紀センターへ移転しており、各分団の車庫については不具合箇所への補修で対応します。

Ⅲ. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(10) ポンプ場・排水機場等

ポンプ場及び排水機場については必要に応じて長寿命化を図ります。

(11) その他（普通財産）

集会所、旧分校、旧公民館は公的機関や民間での活用を行っており、今後も未利用（用途廃止）となった公共建築物は方針に則って検討を行います。

上記に掲げるもののほか、令和2（2020）年度以降に新規で取得した施設については、定期的な点検・予防保全により長寿命化を図ります。

2. インフラ施設

(1) 道路

① 市道

必要な補強・改修をして、長寿命化を図ります。緊急性を含み小規模工事は現場員配置で対応していきます。それ以外の工事については、実施計画に基づいて行います。

② 農道

順次、調査・診断を行い、長寿命化計画等を作成します。実施に際しては出来る限り、市の単独事業ではなく、補助事業等を活用していきます。また大規模補修・改修等の時期が少しでも遅くなるよう、こまめな補修を行います。

③ 林道

順次、調査・診断を行い、長寿命化計画等を作成します。実施に際しては出来る限り、市の単独事業ではなく、補助事業等を活用していきます。また大規模補修・改修等の時期が少しでも遅くなるよう、こまめな補修を行います。

※ 開発行為内道路の維持管理は地元で行っています。

(2) 橋梁

順次、調査・診断を行い、長寿命化計画等を作成します。実施に際しては出来る限り、市の単独事業ではなく、補助事業等を活用していきます。また大規模補修・改修等の時期が少しでも遅くなるよう、こまめな補修を行います。

(3) 公園

① 児童遊園

「鹿島市児童遊園の現状と考え方」に記載されている考え方及び「子ども子育て支援事業計画」に基づき、維持・補修を行います。

② 都市公園

都市公園整備については、一人あたりの整備面積目標である 10 m²はクリアしていますので、一定の整備は完了しています。今後とも定期的な点検、必要に応じた補修を行い、維持していきます。

③ その他

中木庭ダム周辺施設については、地元に運営管理を委託しています。

(4) 上水道

2017 年度に水道資産更新計画（アセットマネジメント）を作成し、2020 年度に中長期財政計画の策定を行いました。2023 年度に水道施設整備計画を策定し、計画的な施設更新に努めます。

(5) 下水道

① 汚水

汚水事業を早期に推し進めて、事業を「新設」から「維持管理」へ切り替えていけるように準備を進め、ストックマネジメント（長寿命化計画）を 2017 年度から実施します。

② 雨水

「鹿島市公共下水道事業全体計画書」に基づき、既存施設を活用しながら、近年の急激で局地的な豪雨等に対応するための効率的な対策を行います。

(6) 漁港

「漁港施設機能保全計画書」に基づき、順次、調査・診断を行い、施設の長寿命化を図ります。実施に際しては出来る限り、市の単独事業ではなく、補助事業等を活用していきます。また大規模補修・改修等の時期が少しでも遅くなるよう、こまめな補修を行います。

(7) トンネル

順次、調査・診断を行い、長寿命化計画等を作成します。実施に際しては出来る限り、市の単独事業ではなく、補助事業等を活用していきます。また大規模補修・改修等の時期が少しでも遅くなるよう、こまめな補修を行います。

(8) その他

法定外公共物（里道・水路）の財産管理は市で行い、維持管理は地元で行っています。その他適宜必要に応じて、市と地元による維持管理についての調整会議を行います。

IV. シミュレーション

本章では、鹿島市公共施設等総合管理基本方針（本方針）に基づき、本市にある公共施設等の管理・運営を行った場合の財政に及ぼす効果について試算（財政シミュレーション）します。

1. 公共施設等総合管理基本方針策定効果の試算（財政シミュレーション）の前提条件

本方針策定効果の試算（財政シミュレーション）の前提条件は、2014年度の決算データに基づくキャッシュ・フローの試算とし、後述の「【基本方針策定効果の試算の設定】」を加味した上での試算とします。

試算の対象期間は、本方針の対象期間である30年間（2017年度から2046年度）とします。

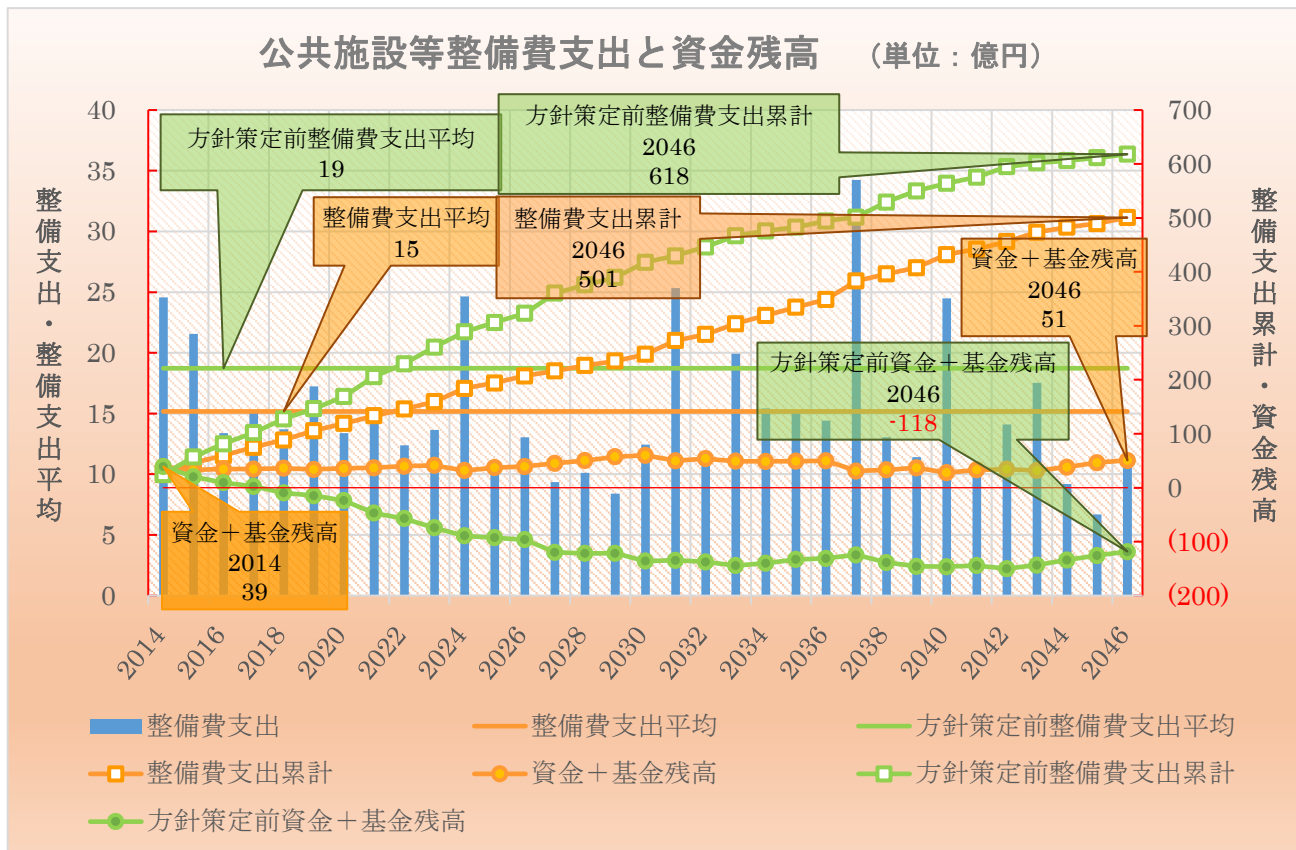
【基本方針策定効果の試算の基本設定】

- 一般会計を対象とします。（特別会計及び公営企業会計については、基本的に一般会計からの移転費用支出及び受益者負担金内で運営するものとします。）
- 基本的には2014年度の資金収支計算書の実績と同額で推移するものと仮定します。ただし、維持管理費（業務費用支出及び移転費用支出）は、1.5%縮減するものと仮定します。
- 基金の積み立て・取り崩し及び地方債の発行・償還、貸付金等支出は生じないものと仮定します。
- 2015年と比較して2040年には現在の人口が18%程度減少する見込みのため、公共建築物の保有量（延床面積）を目標値として対象期間30年間において10%（約13,500㎡）削減するものと仮定します。
- 建築物は全て、法定耐用年数（国税庁が定めた耐用年数）到来時の10年後（本計画における長寿命化目標値）に、取得価額の90%（建築物保有量削減目標値10%）で更新（建替え）するものと仮定します。
- インフラ資産は全て、法定耐用年数（国税庁が定めた耐用年数）到来時の10年後（本計画における長寿命化目標値）に、取得価額で更新するものと仮定します。
- 2014年度時点で既に耐用年数（法定耐用年数+10年）が到来している建築物・インフラ資産については、2015年度（シミュレーション開始年度）から2024年度の10年間において均等に更新するものと仮定します。
- 2043年度に更新時期を迎える市道（1982年度に台帳整備により一括計上された市道）については、2015年度（シミュレーション開始年度）から2043年度の29年間において均等に更新するものと仮定します。
- 新規整備額については、以下のとおり仮定します。
 - ・2015年度（シミュレーション開始年度）から2023年度については、現在において予定されている金額で整備するものと仮定します。
 - ・2024年度以降については、2015年度から2023年度の平均整備額で整備するものと仮定します。

2. 基本方針策定効果の試算（財政シミュレーション）の結果

前述の設定に基づいてシミュレーションを行うと、公共施設等整備費支出は 2046 年度までの累計で約 501 億円となり、方針策定前の試算額より約 117 億円の縮減効果が得られます。行政コスト累計額についても約 3,398 億円となり、方針策定前の試算額より約 52 億円の縮減効果が得られます。

図表 財政シミュレーション結果



結果、金融資産残高は約 51 億円（基本方針策定前より約 169 億円増加）となり、計画 30 年間ににおいて一度も資金不足に陥ることなく、30 年後（2046 年度）には 2014 年度実績の 39 億円を上回る水準を確保できます。

要素	方針策定前	方針策定後	効果
公共施設等整備費支出累計	618 億円	501 億円	117 億円
行政コスト（維持管理費）累計	3,450 億円	3,398 億円	52 億円

要素	方針策定前	方針策定後	効果
金融資産残高	△118 億円	51 億円	+169 億円

V. まとめ

本方針（鹿島市公共施設等総合管理基本方針）では、本市の人口及び公共施設等並びに財政におけるそれぞれの現状と課題を把握・分析した結果に基づき、行政サービスの水準の維持及び公共施設等の安全性の確保並びに健全な財政運営を実現するため、公共建築物の適正配置や公共施設等の長寿命化、行政コストの更なる見直しに取り組んでいきます。

本方針の実現のためには、本方針で示した各種方針等に則った施設ごとの個別計画の策定並びに当該個別計画に基づく公共施設等の管理運営が必須となります。

本市では、本方針及び個別計画の策定のみにとどまることなく、各計画に沿った取り組みの実践並びに評価・見直しを行い、市民ニーズを反映しながら更なる充実を図っていきます。

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1

政策総務部 財政課

☎ 0954-63-2111 (代表)

☎ 0954-63-2127 (直通)

